職員の懲戒処分について

令和８年１１月２日
消防本部

令和８年１１月１日付けで、消防団員の懲戒処分を行ったので発表します。

１　事案の概要

令和８年５月に、旭川市内で知人の顔面等を数回殴打し、加療１０日間を要する左頬部打撲傷等の傷害を負わせたことで傷害罪として略式起訴され、令和８年８月に旭川簡易裁判所から罰金２０万円の略式命令を受けたもの。

２　当該職員

⑴　所属等

旭川市消防団　消防団員　３０代

⑵　処分内容

停職４月